

組織運営の仕組み

ガバナンス態勢	52
---------------	----

ガバナンス態勢

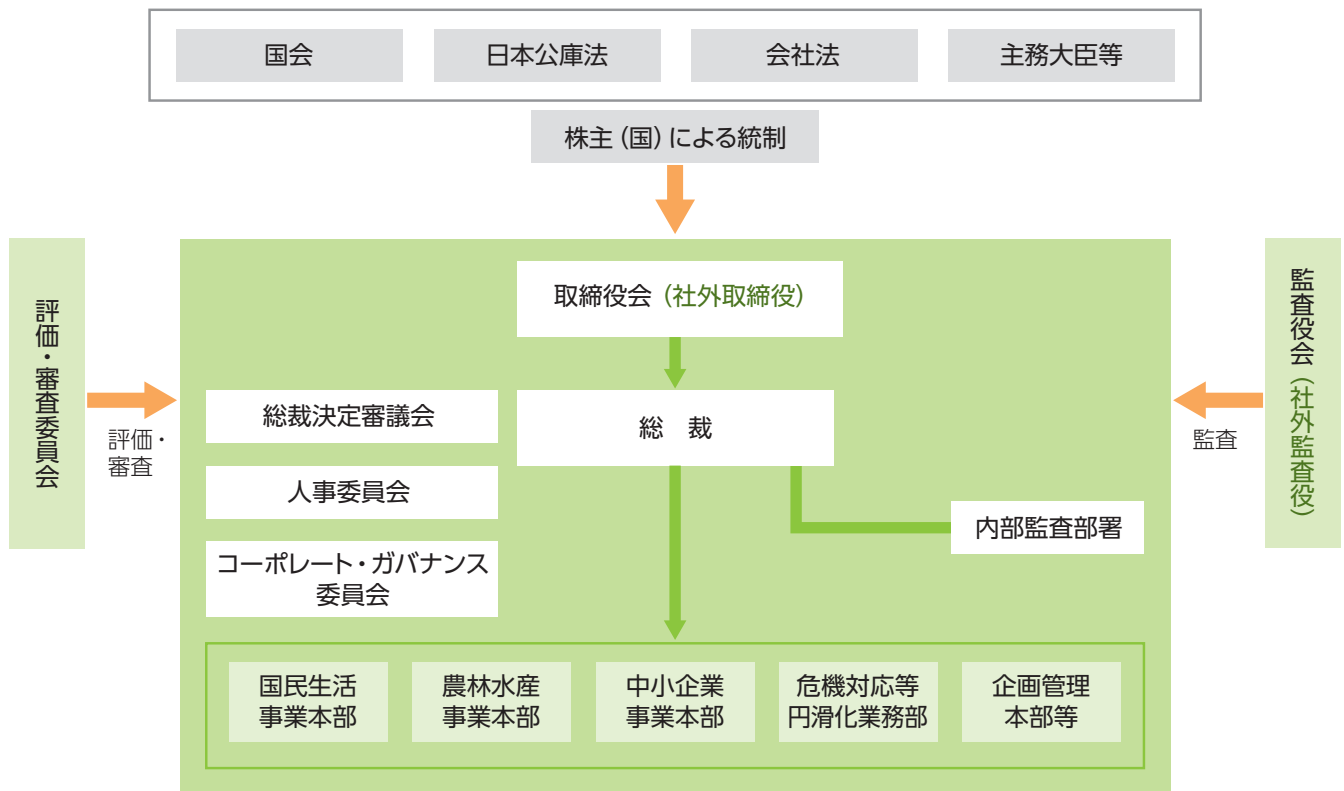
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組みます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



1 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(注)を受ける特殊会社です。

(注) 国による統制

- 株主としての統制（会社法等）
- 主務省等による統制（金融庁・会計検査院検査を含みます。）
- 国会による統制（予算等）

2 取締役会

日本公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況を定期的に報告しています。

3 監査役会

日本公庫の監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行について監査しています。

4 評価・審査委員会

評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役からなる「評価・審査委員」並びに日本公庫の業務に関して知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成され、日本公庫の業務及び運営の状況、取締役の業績並びに取締役及び監査役の候補者に関する評価・審査を行っています。

評価・審査委員会 委員一覧(五十音順、敬称略、令和7年7月1日現在)

【評価・審査委員】(◎は委員長、○は委員長代理)

荒井 勉	弁護士 元福岡高等裁判所長官
鵜澤 静	元日清紡ホールディングス株式会社代表取締役会長
梅山 香里	中小企業診断士 一般社団法人中小企業診断協会経営戦略工学研究センターセンター長
栗原 美津枝	株式会社価値総合研究所代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
佐藤 雄二郎	株式会社日本政策金融公庫社外取締役
◎隅 修三	東京海上日動火災保険株式会社相談役
○沼上 幹	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授

【専門委員】

鶴 光太郎	大妻女子大学データサイエンス学部教授
中嶋 康博	女子栄養大学教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授

5 総裁決定審議会

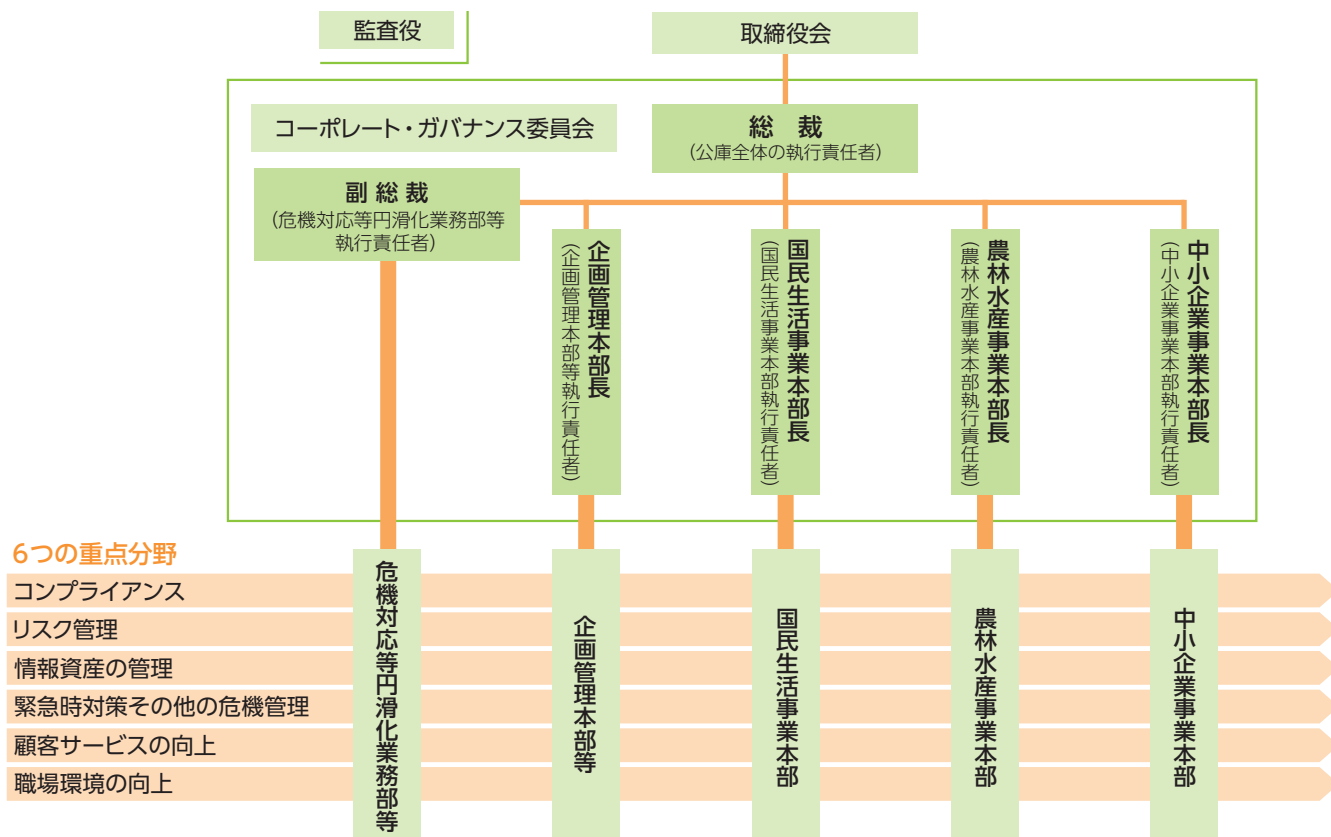
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

6 コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(注)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議します。

(注) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部等及び企画管理本部等をいいます。



7 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、監査部及びシステム監査室が取締役会及び監査役に報告しています。また、内部監査の結果については監査部及びシステム監査室が総裁、取締役会及び監査役に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置を講じています。

このように、内部監査部署による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/company/pdf/governance_03.pdf



内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

1 コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

(1)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内及び弁護士事務所に設置しています。

(3)反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(4)インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

2 リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

3 情報資産の管理

日本公庫では、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、セキュリティポリシーを定め、情報資産の管理を適切に行っています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/company/security_policy.html



4 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画(BCP^(注))を策定しております。

(注)BCP(ビジネス・コンティニュイティ・プラン)とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画のことです。

5 お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

https://www.jfc.go.jp/n/company/customer_protection.html



6 職場環境の向上

日本公庫では、職場環境に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っています。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てています。

ダイバーシティの推進と職場環境向上

「多様な人材が活躍できる職場づくり」に向けて、女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメント^(注)実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

(注)ワークライフ・マネジメント：仕事と生活における役割責任を果たしながら、双方の充実を目指して自身の意思で自分の働き方・生き方を積極的にマネジメントすること。

1 女性のキャリア開発の推進

「管理職に占める女性の割合12%以上(2028年4月時点)」を目標^(注)に掲げ、女性の育成・登用に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、事務職から業務職への育成制度、女性のスキルアップを目的とした外部研修への派遣に加え、女性管理職、女性上級業務職及び中堅女性職員を対象とした社内フォーラムの開催、若手職員を対象に先輩職員がアドバイザー役として、仕事だけでなく仕事と家庭の両立等に関する相談にも対応するメンタリング制度を整備しています。

また、日本公庫は、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な事業主として、厚生労働大臣の認定「えるぼし」の2段階目(2つ星)を取得しています。

(注)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づく行動計画

認定マーク「えるぼし」



女性の管理職・上級業務職合同フォーラムの様子

2 多様な人材が活躍できる職場づくり

テレワーク等の柔軟な働き方を可能とする制度を活用し、多様な人材が最大限に能力を発揮できる職場づくりに取り組んでいます。

3 両立支援

柔軟な働き方を実現するため、ライフステージに応じた両立支援策を整備しています。

また、男性の育児等に伴う休暇・休業の1ヵ月以上の取得を奨励しています。日本公庫は、優良な子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特例認定「プラチナくるみん」を取得しています。

認定マーク「プラチナくるみん」

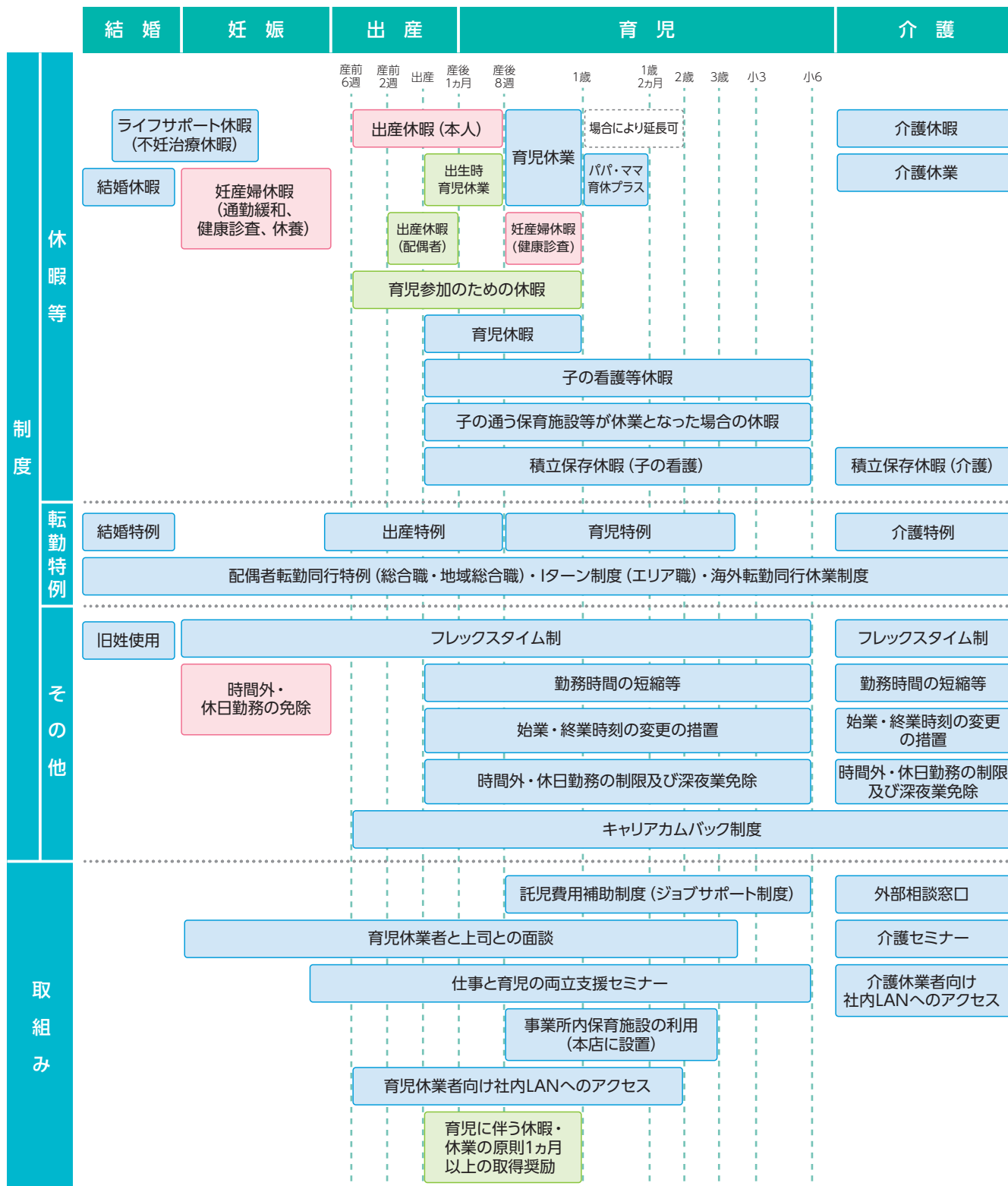


4 メリハリある働き方の推進

ワークライフ・マネジメントの一環として、休暇の計画的取得やノー残業デーの実施を推進しています。また、テレワーク等の柔軟な働き方の推進に向けた勉強会や社内向けの情報発信を実施しています。こうした取組みにより、時間生産性を高め、職員一人ひとりのメリハリある働き方の実践を推進しています。

5 本支店におけるダイバーシティ推進活動

本店及び全国すべての支店等において、ダイバーシティ推進委員会を設置し、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けた職員の意識啓発を推進しています。



…女性職員のみ
…男性職員のみ
…男女とも対象

個人情報の保護

日本公庫では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/privacy/index.html>



タイ個人情報保護法(Personal Data Protection Act)の適用を受ける個人情報の取扱いについては、日本公庫ホームページ(https://www.jfc.go.jp/n/privacy/pdf/privacy_policy_Thailand.pdf)をご覧ください。



日本公庫では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)のもと、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適切な管理について必要な事項を定めた「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を策定し、公表しています。

詳しくは日本公庫ホームページをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/specific/index.html>



情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

日本公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象機関として、開示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

情報提供資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告書	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	7月
会計監査報告		
ディスクロージャー誌(本誌)	●各店舗に備置き ●ご希望の方に配付	7月
ホームページ ●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載 ●電子公告	●インターネット上に開設 (アドレス https://www.jfc.go.jp/)	随時内容を更新

Memo
